平成２３年（フ）第１１５号
三重県津市観音寺町403番地10、前住所千葉県山武郡大網白里町北飯塚105番地４
債務者　山中　　司
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９号
三重県伊賀市長田2872番地の１
債務者　山下　光司
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２４２号
兵庫県伊丹市平松２―１―17　伊東文化２階東　木村梨恵方、住民票上の住所大阪府吹田市山手町４丁目30番25号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２４号
愛知県稲沢市駅前２丁目38番９号
債務者　石原　廣次
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０号
岩手県久慈市小久慈町第36地割25番地15
債務者　細畑久美子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２１号
岩手県九戸郡野田村大字野田22―114―13仮設住宅17号―１、住民票上の住所岩手県九戸郡野田村大字野田第17地割27番地２
債務者　米田　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２５９号
函館市汐首町83番地２
債務者　長浜　　太
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
函館市八幡町22番25号
債務者　渡辺　　苗
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４号
函館市富岡町１丁目４番16―207号
債務者　工藤　　洋
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
三重県志摩市阿児町鵜方2263番地16
債務者　出間　敏和
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
三重県鳥羽市安楽島町1075番地98
債務者　楠木　計夫
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
三重県伊勢市小木町587番地１
債務者　竹内　芳文
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
三重県伊勢市小木町587番地１
債務者　竹内　功子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
埼玉県川口市宮町14番24号　グリーンシャトーハマダⅡ209号、旧住所さいたま市南区根岸３丁目33番１―104号
債務者　土井　法宏
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
さいたま市西区大字西遊馬1625番地
債務者　小林　　圭
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３９号
さいたま市見沼区堀崎町５番地２　ハイマート堀崎303
債務者　前田　貞雄
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
埼玉県川口市大字東内野226番地　サンライフ東川口1004号
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係